

学校感染症治癒届

大阪高等学校長 様

年 組 番 生徒名

出席停止期間は、治癒していることに加えて医師が登校可能と認めるまでです。また、下記の出席停止基準を参考にしてください。

該当の感染症名に○をつけてください。【学校保健安全法に基づく学校感染症一覧】

種別	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	()	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
	インフルエンザ () 型) (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹の痂皮 (かさぶた) 化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師から感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師から感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他 (以下参照) "	症状により医師から感染のおそれがないと認めるまで
	(その他の感染症) 溶連菌感染症 手足口病 伝染性紅斑 (リンゴ病) ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) マイコプラズマ感染症 その他 ()	症状により医師から感染のおそれがないと認めるまで その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性があるため、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患

(※) 第一種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ

上記の学校感染症のため 月 日から 月 日まで出席停止となっていました、
治癒し、主治医 (医療機関名:) の登校許可がでましたので届け出ます。

令和 年 月 日

保護者名 印

担 任 (印)	養護教諭 保 管
------------	-------------